

自転車はどこを走るの？

自転車は、歩道と車道の区別のあるところでは『車道の進行方向左側を通行する』のが原則です。

◎歩道がある場合

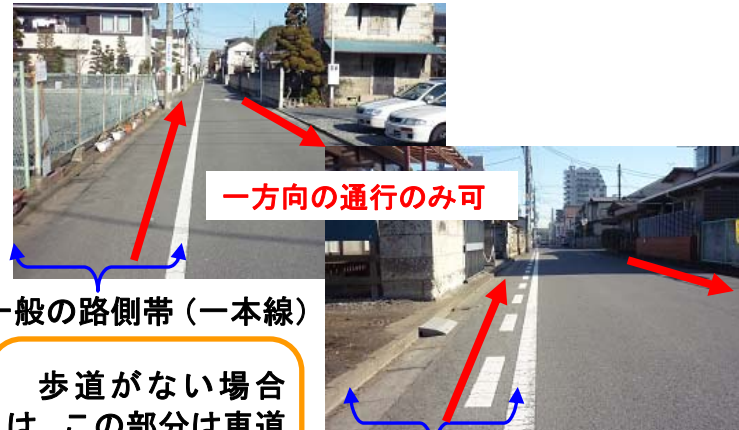


一方通行のみ可

外側線

この部分も車道です。自転車で走行するときは、車道の進行方向（一方通行）の左側を通行しましょう。

◎歩道がない場合



一方通行のみ可

一般の路側帯（一本線）

歩道がない場合は、この部分は車道ではありません。「路側帯」です。

駐停車禁止路側帯（一本線と破線）

路側帯がある場合は、進行方向（一方通行）の左側の路側帯を通行することができます。歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

◎自転車専用の通行帯



一方通行のみ可



カラー舗装されているところが自転車の通行帯だよ！ここを通行しよう！

自転車用ヘルメットの着用を忘れていませんか！

ヘルメットは、交通事故や転倒などによる頭部への被害を軽減し、車の運転手に自分の存在を気づかせるために有効です。自転車を運転する際は、必ず自転車用ヘルメットをかぶりましょう。



『普通自転車の歩道通行可』の標識

- ・ 自転車は歩道を通ることができます。
- ・ ただし、車道寄りを徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



相互通行可



相互通行可

☆その他、自転車の運転手が児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障がある身体障がい者であるときや、車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむを得ないときは、自転車は、徐行して歩道を通行することができます。

◎『普通自転車の歩道通行可』の標識



拡大

自転車が通行すべき部分として指定されている場合は、その部分を徐行して通行しましょう！

◎『横断歩道・自転車横断帯』の標識



拡大



自転車横断帯があるときは、必ずここを通行しましょう！